

東京都中小企業者等の皆さまへ 月次支援給付金

申請
受付中

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、
売上額が減少した都内事業者の事業の継続・立て直し
に向け、売上の減少率に応じて東京都が月ごとに給付金を支給します。

支給額の内容

例えば、令和元年5月の売上と比較して令和3年5月の売上が、
50%以上減少した中小企業等の場合、

国の月次支援金**20万円/月**の支給に加え、**東京都から5万円/月**
を上限に支給し、**合計で最大25万円/月**を支給。

国の月次支援金の対象とならない、売上が30%以上50%未満に
減少した中小企業等の場合、独自に**最大10万円/月**を支給。

酒類販売事業者は、支給額を拡充。

また7・8月分は、要件や支給額を更に拡充。詳しくは裏面を参照。

申請方法

オンライン申請

ポータルサイトにアクセス
(URL)
<https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp>



郵送申請

(宛先)
〒111-8691 浅草郵便局 私書箱121号
東京都中小企業者等月次支援給付金
申請受付 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で
ご郵送ください。(消印有効)

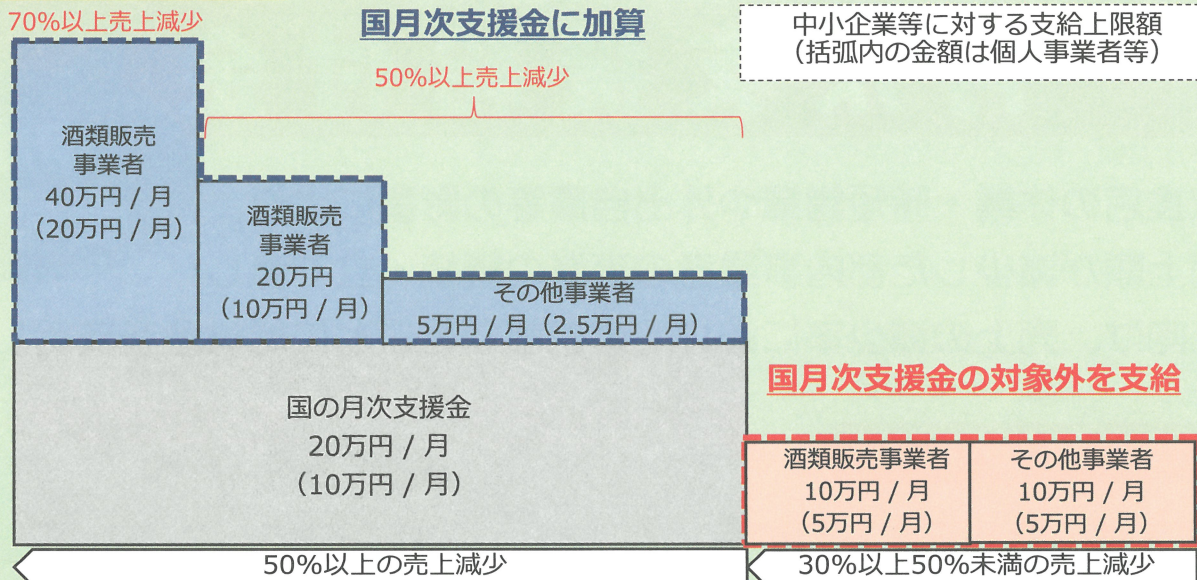
申請期間

4・5・6月分 令和3年7月1日(木)～令和3年10月31日(日)

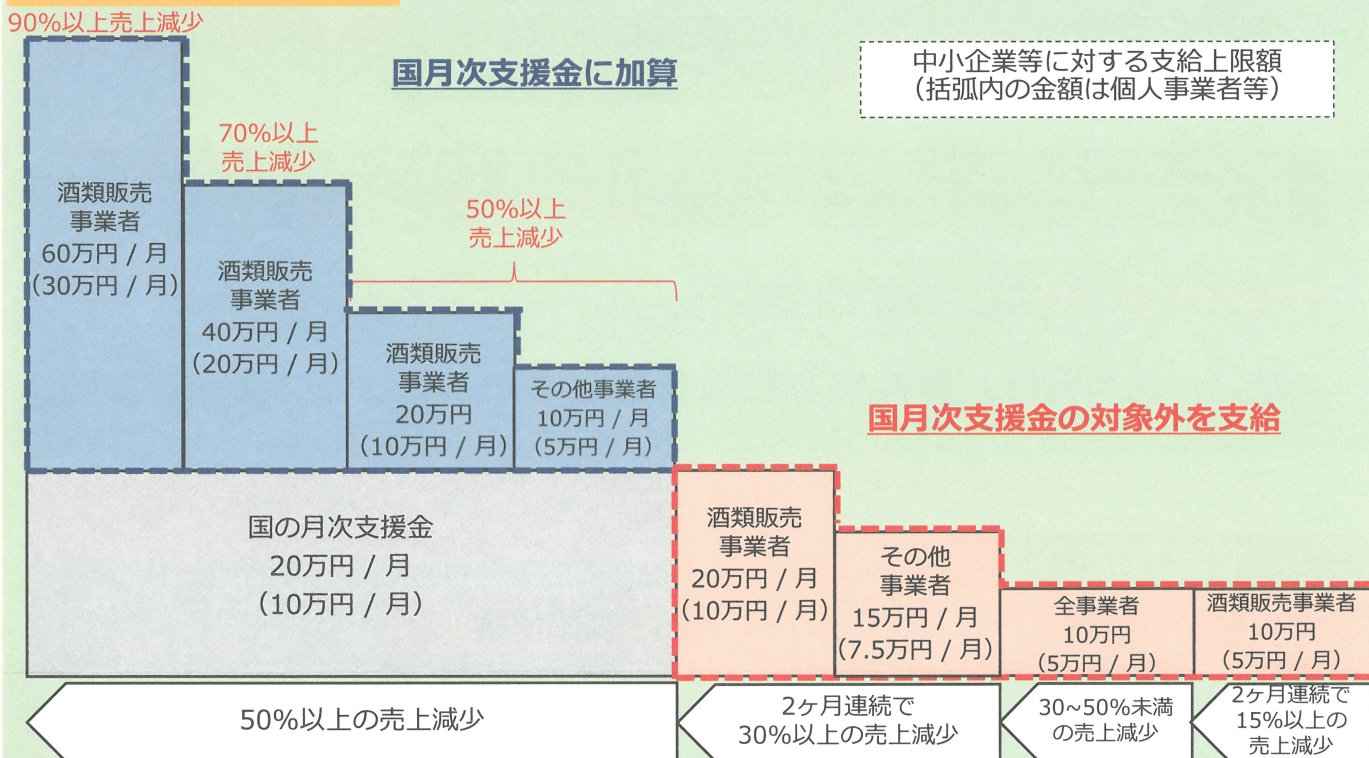
7・8月分 令和3年9月1日(水)～令和4年1月14日(金)

支給上限額のイメージ

4・5・6月分



7・8月分



支給対象者の確認

都内に本店・本社のある中小企業等又は都内に住所のある個人事業者等か

YES

緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けているか

YES

休業要請等に伴う協力金や支援金等を受給していないか

YES

令和元年又は令和2年と比較した令和3年の対象月における
月間売上減少率に応じて、支給上限金額等が決まります

詳細は、「東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター」まで
(電話) 03-6740-5984 (受付時間) 9時~19時 (土日祝日含む)